

## (H20) 愛知県自治体キャラバン

介護・福祉医療など社会保障の施策拡充についての陳情書の陳情事項の回答

- [1] 憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

答 自治体として、住民福祉を最大の基本理念にもち、合理的・有効的な行政運営を推進する。

- [2] 以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

- (1) 介護保険について

- ①介護保険料について

ア. 2009年度の保険料は引き下げてください。

答 介護保険事業計画策定委員会で検討していく。

イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

答 低所得者については、第2・3段階を適用し、軽減を図る。

- ②利用料について

ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

答 町独自の方向性はない。

③要支援、要介護1の軽度の認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要なサービスを制限なく利用できるようにしてください。とくに、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を一律に制限しないでください。

答 医師、ケアマネージャの判断に基づき許可している。

④特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてが利用できるようにしてください。

答 必要に応じて事業計画の中で検討していく。

⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

答 当面は予定していません。

- (2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。

答 町社会福祉協議会において会食方式を実施しているが、配食については、考えていない。

毎月第1・3水曜日 本人負担200円 利用者32人

②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

答 月～金（祭日を除く）8:30～17:05 1日8便

イ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

答 考えておりません

### （3）障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

答 考えておりません。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

答 考えておりません。

## 2. 高齢者医療の充実について

①福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度については、ひとり暮らし非課税者を対象するとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

答 県と同じ制度を取っていますので、実施することはできません。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

答 広域で統一した行動を取っていきますので、七宝町単独の行動はできません。

③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

答 広域で統一した行動を取っていきますので、七宝町単独の行動はできません。

④人間ドック、温泉など保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。

答 人間ドックを行っていますが、従来より75歳以上は対象としていません。

## 3. 子育て支援について

①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付（窓口無料）で実施してください。

答 2008年4月から入院のみ実施。

②妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

答 2008年4月から産前を5回にし、産後は現行により実施。

## 4. 国保の改善について

①保険料（税）について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料（税）の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

答 一般会計も苦しいため、繰り入れには限界があります。

イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

答 他の納税者への波及があるため、現時点では難しい。

ウ. 前年所得が、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

答 他の納税者への波及があるため、現時点では難しい。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込み所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

答 他の納税者への波及があるため、現時点では難しい。

## ②保険料（税）滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育終了前の子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。

答 現在、資格証明書の発行はしていません。

イ. 保険料（税）をはらいきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料（税）の徴収や差押さえなど制裁行政をしないでください

答 納税相談で個々の状況を聞いております。

## ③65～74歳の保険料（税）の年金天引きは行わないでください。

答 法律を遵守するうえで、できません。

## ④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。

答 他の納税者への波及があるため、現時点では難しい。

## 5. 障害者施策の充実について

### ①通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃してください。

答 考えておりません。

### ②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

答 考えておりません。

### ③第2期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障害者・家族、居宅介護事業者・施設関係者等の実状を十分に聴くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりにしてください。

答 そう考えております

## 6. 健診事業について

### ①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。

また、実施機関は通年とし、個別医療機関委託も実施してください。

答 基本健康審査、歯周疾患健診については、海部地区医師会と関係市町村が財政難の中において協議により、昨年度よりがん検診同様に有料化となりました。これは受益者負担の原則を明確にしたもので、無料にしていくことは難しいです。また、実施期間については、予算管理の関係上、限定していますが、期間の延長については、海部地区医師会と関係市町村の協議が必要と考えます。

基本健康審査、がん健診については、個別医療機関委託方式も実施しています。

②歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。

答 集団検診で実施しています

#### 7. 地方税の徴収について

①地方税の年金天引きを行わないでください。

答 平成21年10月より実施予定です。